

## 日本感染症医薬品協会奨学助成金等積立預金に関する規程

公益財団法人日本感染症医薬品協会（以下「本会」という）の定款第4条第1項、第3項及び第9項に基づいて研究助成等を行うために設ける奨学助成金等積立預金に関し、次の通り定める。

第1条 積立預金の名称は「奨学助成金等積立預金」（以下「本積立預金」という）とする。

第2条 本積立預金の使途は、抗生物質及び関連医薬品の領域において、主として臨床に関連する優れた研究を行い、又は行いつつある者を発掘し、当該領域の研究を助成、育成すること等を目的とし、日本感染症医薬品協会奨励賞（以下「奨励賞」という）の授与、研究者の育成のための講演会（類似した講習会等を含む。以下同じ）を開催する費用とする。

第3条 奨励賞の授賞候補は、原則として当該年度終了時に満40歳未満の研究者とし、公募とする。

第4条 奨励賞は賞状並びに副賞よりなる。副賞は本会の本積立預金をもってこれにあてる。

第5条 奨励賞の授賞は年1回とし、1回につき1又は2件とする。

第6条 奨励賞の授賞者は、理事会において選出された委員による選考委員会にて選考決定し、理事会に報告する。

第7条 奨励賞の選考については、別に定める規程による。

第8条 奨励賞に関する事務局は本会事務局とする。

第8条の2 奨励賞の授賞者は、副賞に関する経理を所属機関による機関経理とする。

第8条の3 本積立預金は、第2条の使途以外に取り崩すことができない。本会が解散する場合、同じ目的の社団・財団に第2条の目的を行使する条件付きで本積立預金を譲与するものとする。

第9条 本規程は、平成21年12月11日より施行する。

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議により決定する。

### 改訂経緯

平成13年5月18日改訂

平成19年3月22日改訂

平成21年12月11日改訂

平成25年3月5日改訂

平成25年8月2日改訂